

予定価格事前公表試行の適用拡大について

【平成25年1月30日現在】

東日本大震災等による災害復旧・復興工事を円滑に進めるとともに、入札・契約制度のより一層の透明性、公平性の確保等のため、平成24年8月13日から予定価格の事前公表の試行を実施しておりますが、次のとおり対象を拡大します。

1 対象工事

本市が発注する予定価格(税込)130万円超の建設工事のうち、入札公告又は指名通知書において指定する建設工事

(参考)

区分	現 行	改 正
対象工事	本市が発注する東日本大震災以降に発生した自然災害に係る復旧・復興事業の建設工事	本市が発注する建設工事
対象工事の 予定価格の範囲	予定価格(税込)1,000万円以上	予定価格(税込)130万円超

2 その他

次の点は、変更ありません。

(1) 入札執行回数

事前公表を行う建設工事の入札執行回数は、初度の入札1回とします。

(2) 予定価格を超える価格の入札の取扱い

事前公表を行う建設工事については、予定価格を超える価格での入札は失格とします。

なお、最低制限価格制度は従来どおり適用します。

3 施行日

平成25年1月30日から施行し、同日以降に入札公告及び指名通知を行う建設工事から適用

【お問い合わせ先】

石巻市総務部管財課契約グループ

電話 0225 - 23 - 6611、6612